運賃設定認可申請の流れ

① 運賃適用地域の確認

申請する営業所の所在地から運賃適用地域を確認。
〇各都県の営業区域及び運賃適用地域

② 運賃設定認可申請書の作成

運賃適用地域の運賃表を確認し、申請書を作成。
〇自動認可運賃運賃等について（タクシー）

〇運賃設定申請様式（自動認可ケア）
〇運賃設定申請様式（自動認可ケア）（記載例）

③ 運賃設定認可申請書の提出

営業所の存する各都県を管轄する運輸支局の輸送担当窓口へ
申請書正、副、控の3部をご提出ください。

※提出方法につきましては、各運輸支局輸送担当へご相談ください。
※福祉輸送限定（介護タクシー）経営許可申請と同時に申請することができます。

④ 申請内容の審査

申請内容に不備等ございましたら、確認のためご連絡させていただきます。

⑤ 認可処分

原則、福祉輸送限定（介護タクシー）経営許可処分と併せて認可処分を行います。
処分となった際は、申請書を提出した運輸支局輸送担当よりご連絡いたします。

⑥ 認可書の交付

認可書は、申請書を提出した運輸支局輸送担当窓口にて交付いたします。

［ お問い合わせ先 ］

東京運輸支局　輸送担当	03－3458－9231（内線1）
神奈川運輸支局　輸送担当	045－939－6800（内線1）
埼玉運輸支局　輸送担当	048－624－1835（内線3）
千葉運輸支局　輸送担当	043－242－7336（内線2）
群馬運輸支局　輸送担当	027－263－4440（内線1）
栃木運輸支局　輸送担当	028－658－7011
茨城運輸支局　輸送担当	029－247－5348（内線1）
山梨運輸支局　輸送担当	055－261－0880（内線1）
自動車交通部　旅客第二課	045－211－7246